

昭和村移住促進住宅取得支援事業補助金

村では、県外移住者の移住・定住促進、空き家の利活用を促進するため、マイホーム（中古住宅を含む）取得に係る経費の一部を補助します。また、福島県と連携し、さらに補助金を加算して支援していきます。

1. 補助対象者について

下記①と②の全ての項目該当すること。

①補助対象となる方	②補助対象となる住宅
ア 県外に半年以上（住民登録）居住していた実績があり、県外住所を転出した日から5年以内に村内へ移住した者	ア 村内に所在していること
イ 令和4年4月以降に取得した住宅に転入し定住する方	イ 新たに住宅の新築または売買に係る契約を締結し取得した住宅であること
ウ 村税等の滞納がなく暴力団員等でない方	ウ 補助対象者またはその配偶者の3等身以内の親族から取得したものではないこと
エ 居住地域の自治会（行政区）に加入し地域活動に協力できる方	エ 別荘など一時的な利用に供するものではないこと
オ 世帯内に扶養する子供がいる場合、学校は原則として村内の小中学校に通うこと。	オ 建築基準法等の関係法令に適合し、昭和56年以前に建築された中古住宅の場合は、事業完了日までに耐震診断を実施する建物である。

2. 補助金について

住宅取得経費（土地取得経費や外構工事費を除く）の1/2を補助する。
または、下表により算出した額のいずれか低い額。

住宅取得経費とは

新築	住宅の工事経費	等
中古	住宅の売買経費	等（家屋改修費用、登記に係る経費は除く。）

取得住宅	村県 補助	補助基本額	加算額	
			若年・子育て世帯	村内就業
新築住宅	村	50万円（上限）	10万円	10万円
中古住宅	県	50万円（上限）	10万円	10万円

※ 県・村の予算範囲外である場合は、当年度の補助金の交付ができない場合があります。

〈お問合せ先〉

昭和村役場 産業建設課 観光交流係

〒968-0212 福島県大沼郡昭和村大字喰丸字宮前1374番地

電話：0241-57-2124 FAX：0241-42-7322

Mail：kankou@vill.showa.fukushima.jp

昭和村移住者住宅取得支援事業補助金フロー図

